

令和8年度愛媛県農泊実践者交流研修事業企画提案仕様書

1 事業名

令和8年度愛媛県農泊実践者交流研修事業

2 事業目的

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るツールとして農林漁家民宿（以下「農泊」という。）が注目される中、県では、「愛媛型農林漁家民宿開業マニュアル」の認定基準において経営主体や施設の形態の一部を改正し、新規開業者に門戸を開いて農泊を推進している。

そこで、農泊や体験メニュー等を営む農林漁業者、新規開業予定者及び地域の推進団体関係者等を対象に交流研修会を開催し、インバウンドを含む誘客促進に向けたプロモーション、地域資源の活用や魅力を伝えるための体験メニューの開発等について、関係者のスキル向上と情報の共有・連携を図り、さらなる農泊の拡大と充実につなげる。

3 事業実施主体

愛媛県グリーン・ツーリズム推進協議会

4 委託上限金額

700千円以内（消費税及び地方消費税10%を含む。）

5 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

6 業務内容

農泊実践者（新規開業予定者含む）対象の交流研修会を実施する。併せて、研修（座学講義）のアーカイブ配信を行う。

(1) 農泊実践者交流研修会（日帰り研修）

- ① 回数：1回以上
- ② 場所：県内（農泊及び近隣施設）
- ③ 対象：農泊実践者（新規開業予定者含む）、農泊関係者等
- ④ 定員：会場参加の定員は20名程度とする。
- ⑤ 内容：会場参加型を基本とし、座学だけでなく視察や体験、ワークショップ等を通して次に示すような実践者のスキル向上及び交流が図れる内容とすること。

<座学研修：1～2時間程度>

- ア 教育旅行やインバウンド需要等多様化するニーズの取り込みに向けた受け入れ態勢整備、情報発信・営業手法等の実践的対応策の習得
- イ 空き家の活用等、農泊に関する新しいビジネスモデルの事例研修 等

<視察研修またはワークショップ：2～3時間程度>

- ア 魅力ある宿泊施設や滞在プログラムの工夫・取り組み
- イ 地域の魅力を生かした体験メニューの開発

ウ 他の農林漁業者や地域との連携活動 等

⑥ 場所：以下の条件を満たすものとする。

ア 視察先は、愛媛県内の農泊または関連施設であること。

イ 座学を視察研修先と別に設定する場合は、視察を行う農泊の極力近隣で、原則として愛媛県内で④に記載の定員が収容可能な施設であること。

ウ 昼食の場所として使用する場合は、飲食可能な施設であること。

⑦ 移動手段：研修&交流を効率的・効果的に行うため、県内貸し切りバス（希望者対象）を手配すること。

ア 発着場所は、視察先により柔軟に設定すること。

イ バスは、参加者及び協議会事務局も同乗可能とすること。

ウ バスの中で、参加者の意見交換や交流が図れるようスタッフを同行させること。

(2) アーカイブ配信

① 内容：農泊実践者交流研修（座学講義部分）

② 期間：配信の期間は、協議会と協議のうえ決定することとする。

③ 留意事項：

ア 座学講義について動画撮影し、視聴者が理解しやすいよう編集を行うこと（適宜テロップを挿入したり、項目ごとに動画を分割したりするなど）。

イ 他者の著作権、著作権、肖像権を侵すものでないこと。特に、研修の参加者が配信する動画に映ることが想定される場合には、参加申込時点でその旨の同意を得るほか、研修当日にも配付資料への記載やアナウンスをするなど、特段の配慮を行うこと。

ウ 配信を行う前に、協議会の校正を受けること。協議会による校正を受けた後、訂正及び変更等の指示があった場合は速やかに対応すること。

(3) 成果品の提出

以下の成果品を提出することとする。なお、今回の業務委託により作成される成果物の著作権、所有権、その他一切の権利は協議会に帰属するものとする。また、成果物は、協議会が自由に二次使用（印刷物の作成、ホームページへの掲載等）できるものとする。

① 提出物

ア アンケート

農泊実践者交流研修について、効果検証に資する出席者へのアンケートを実施し、協議会に報告すること。

イ 業務実績報告書 1部

ウ 制作した動画ファイル（アーカイブ配信用）を記録した電子媒体 2枚
納品する電子媒体は、最新のウイルス対策ソフトを用いてウイルスチェックを行うこと。

② 提出期限 令和9年2月26日（金）

③ 提出先

愛媛県グリーン・ツーリズム推進協議会 事務局

（愛媛県農林水産部農政企画局農政課 6次産業化推進グループ）

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2

7 企画提案にあたってのポイント

- (1) 提案のアピールポイント（対応方針、これまでの実績）等を記載すること。
- (2) 事業実施のスケジュール案及び研修内容、講師（予定）の研修会・セミナー等の実績を記載すること。
- (3) 契約金額の範囲内で独自に推薦できる提案があれば、積極的に提案すること。なお、独自提案の実施については、別途協議の上、決定するものとする。

8 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、協議会の承諾を得なければならない。

9 秘密保持及び個人情報の保護

(1) 秘密保持

- ① 本業務に関し、受託者が愛媛県に提出した計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ② 本業務に関し、受託者が協議会から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ③ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

(2) 個人情報の保護

受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。なお、個人情報の取扱いについて疑義がある場合は、協議会に協議すること。

10 その他留意事項

- (1) 本業務に関して受託者が作成した成果物に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）について、委託料が完納された時点で協議会に譲渡すること。また、この規定にかかわらず、協議会が必要と認めるときは、委託料完納前であっても受託者が作成した成果物を無償で利用できるものとする。
- (2) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合、協議会と協議の上、対応すること。
- (3) 本仕様書に定める以外の事項については、協議会の指示に従うこと。
- (4) 本業務に関する補償・経費（昼食・体験料等含む）等の一切は、受託者において負担すること。

参考URL

- ・ホームページ「えひめグリーン・ツーリズムナビ」 <https://ehime-gtnavi.jp/>